

畜産経営災害対策支援事業実施要綱

制定 令和6年3月12日 畜産第10003号

第1 趣旨

令和6年能登半島地震による甚大な影響により、畜産経営に必要な施設・機械が損壊し、畜産経営の安定化に支障を来す事態が生じていることから、各種支援を緊急的に実施し、被災した畜産農家の早期の営農再開を図る必要がある。

このため、令和6年能登半島地震を対象として、畜産経営災害対策支援事業（以下「本事業」とする。）を実施する。

なお、本事業の実施については、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱（令和5年3月30日付け4農畜機第7258号）、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号）、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3畜産第1631号）、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 事業の取組等

1 事業内容

本事業で支援する取組は、令和6年1月1日の能登を中心とした地震により甚大な被害を受けた地域において、畜産経営の復旧、再開のために実施する取組とする。

2 事業実施期間

本事業は令和6年1月1日以降に取り組んだものを対象とする。

3 事業実施主体等

本事業の事業実施主体、補助対象経費、補助率等は別表のとおりとする。

このほか、別表に定める事業は、別記に定める基準を満たしていなければならない。

第3 事業の実施

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、石川県補助金交付規則第4条に基づき補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に事業実施計画書（別記）を添付し、知事に提出するものとする。

(2) 前項の交付申請にあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費

税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(3) 知事は、前項の規定により提出された補助金交付申請書について、内容が妥当であると認められるときは、石川県補助金交付規則第5条に基づき補助金の交付決定をするものとする。

(4) 事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合は、石川県補助金交付規則第6条に基づき承認申請書(規則別記様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- ①事業の中止又は廃止
- ②事業実施主体の変更
- ③事業費の3割を超える変更
- ④補助金の増又は3割を超える減

(5) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、石川県補助金交付規則第16条第2項に基づき事業補助金概算払請求書(規則別記様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 助成対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、県の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

第4 事業の着工

1 助成対象者は、事業に着工する場合は、原則として事業実施主体による補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することでできるものとする。

2 事業実施主体は、助成対象者及び事業内容ごとに着手年月日を整理するとともに、助成対象者に対し、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

第5 実績報告

1 事業実施主体は、交付決定に係る補助事業が完了したとき若しくは交付対象事業等の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、石川県補助金交付規則第13条に基づく実績報告書(規則別記様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第3の1(2)ただし書きにより交付申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書(様式第1号)により速やかに知事に報告しなければならない。

第6 畜産関係法令・規則等の遵守

助成対象者は、本事業の実施に当たり、次に示す、畜産関係法令・規程等を遵守しなくてはならない。

- 1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)
- 2 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- 4 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- 5 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)
- 6 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- 7 畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)
- 8 と畜場法(昭和28年法律第114号)
- 9 その他畜産関係法令

第7 補助金の停止及び返還

1 知事は、上記第6に示す畜産関係法令・規則等の違反(以下、法令違反)行為をした助成対象者に対し、補助金の交付を停止又は、返還を求める措置を講じることができるものとする。

2 事業実施主体及び助成対象者は、交付を受けた後に、以下の事が生じた場合は、石川県補助金交付規則第18条に基づき、県に返還しなければならない。

(1) 法令違反により返還を求められた場合

(2) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還が生じた場合

第8 法令違反の是正措置等

知事は、助成対象者に対して法令違反の是正措置等を求めた日の属する月から十分な内容の是正措置等が講じられたと認められた日の属する月までの間、補助対象者としなないことができるものとする。

2 助成対象者は、是正措置等を講じた場合には、知事に報告するものとする。

第 9 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

事業実施主体は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式第 2 号）を知事に速やかに報告しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の報告をした場合には、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第 10 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

第 11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱の別表 1、2 の事業は令和 6 年 3 月 12 日から、別表 3、4 の事業は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

石川県知事 殿

住所 (所在地)
(名 称)
氏名 (代表者氏名)

令和 年度消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け畜産第 号で補助金の交付決定通知のあつた事業について、畜産経営災害対策支援事業実施要綱第 5 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実績報告時の補助金額
_____ 円
- 2 実績報告時に減額した補助金の消費税等仕入控除税額
_____ 円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金の消費税等仕入控除税額
_____ 円
- 4 補助金の減額相当額 (3 - 2)
_____ 円

(注) 実績報告書 (写)、その他参考となる資料を添付すること

(様式第2号)

第 号
年 月 日

石川県知事 殿

住所（所在地）
（名称）
氏名（代表者氏名）

令和 年度消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け畜産第 号で額の確定通知のあった事業
について、畜産経営災害対策支援事業実施要綱第9の規定に基づき、下記のと
おり報告します。

記

- 1 補助金確定額
_____円
- 2 補助金額の確定時における補助金の消費税等仕入控除税額
_____円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金の消費税等仕入控除税額
_____円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
_____円

（注）額の確定通知書（写）、その他参考となる資料を添付すること

別表

令和6年能登半島地震による被害を受けた旨の証明を市町長から受けた被災農業者等で、畜産経営を継続するために実施する事業は以下のとおりとする。

事業名	補助対象経費	事業実施主体	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	実績報告	
					報告時点	報告期限
1 畜産経営復旧緊急支援事業 (家畜処理) ※詳細は、別記1参照	死亡家畜の化製処理等に要する経費	生産者集団等	処理等に要する経費の2分の1以内	(1)事業の中止 (2)事業実施主体の変更 (3)事業費の3割を超える変更 (4)補助金の増又は3割を超える減	事業完了時	事業完了の日から起算して30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日
2 畜産経営復旧支援整備事業 (ヘルパー、預託) ※詳細は、別記2参照	(1) 家畜飼養管理等支援 地震被害により生産活動が困難となった畜産農家の家畜飼養管理等の作業を支援(ヘルパー)するために要する経費 (2) 家畜預託管理支援 地震被害により生産活動が困難になった畜産農家の家畜を一時的に預託管理するために要する経費	生産者集団等	(1) 定額(上限12,000円/日以内、3日間) (2) 定額(上限140円/日以内)			
3 畜産農場施設等復旧支援事業 (ALICハード) ※詳細は、別記3参照	畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(ALIC事業)を活用し、畜舎、付帯施設及び機械の補改修等に要する経費	市町	畜産経営災害等総合対策緊急支援事業を活用して行った取り組みにおける国庫補助額の5分の2もしくは、市町補助額のいずれか低い額以内			
4 飼料確保対策事業 ※詳細は、別記4参照	(1) 畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(ALIC事業)を活用し、草地等の被害により不足する自給飼料の代替粗飼料の購入に要する経費 (2) 飼料穀物備蓄・流通合理化事業(国事業)を活用し、配合飼料の供給が困難となった地域に対し、緊急的に配合飼料を輸送した際に要した掛かり増した経費	生産者集団等	(1) 定額(上限5円/kg以内) ※畜産経営災害等総合対策緊急支援事業で対象となった代替粗飼料購入費に対して定額で補助 (2) 定額(上限800円/トン以内) ※飼料穀物備蓄・流通合理化事業で対象となった配合飼料の掛かり増し費用に対し補助			

別記 1（別表の「1 畜産経営復旧緊急支援事業」）

第 1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、令和 6 年能登半島地震により被害を受け、畜産経営に甚大な影響が生じた畜産農家に対し、死亡家畜の適正処理のための取組に対して緊急的に支援するものとする。

2 事業内容

畜舎の損壊等により死亡した家畜のレンダリング処理（化製処理）等適正な処理に要する経費の一部を補助するもの。

※死亡家畜の運搬については、本事業の対象外とする。

3 助成対象者

畜産農家

4 事業の要件

- （1）令和 6 年能登半島地震により被災した畜産農家であり、被災後から緊急的に事業に取り組んだ者に限る。
- （2）市町から令和 6 年能登半島地震による畜産関連施設（6 次産業関連施設を除く）等の被害を証明する書面の交付を受けた者とする。
- （3）国事業及びこの事業以外の助成事業又は支援を受け、もしくは受ける予定となっている場合、本事業の対象としない。

第 2 補助金交付の手続等

1 事業実施計画書

事業実施主体は、補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする

- ①別記 1 の様式第 1 号の別紙 1 から別紙 3
- ②市町村長が発行する畜舎等に係る被災証明書もしくは断水、停電が証明できる書類

2 事業実績報告書

事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して 1 ヶ月経過した日又は、事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書に次に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする

- ①補助金交付申請書の様式に準じた別記 1 の様式第 1 号の別紙 1 から別紙 3
- ②見積書や請求書、領収書等取組実績が確認できる書類

第 3 県の補助

第 1 の 2 の事業にあつては、予算の範囲内において、別表に定める補助率により、県が補助するものとする。

別記2（別表の「2 畜産経営復旧支援整備事業」）

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、令和6年能登半島地震により被害を受け、営農活動が困難となった畜産農家の、円滑な経営継続のための取組に対して緊急的に支援するものとする。

2 事業内容

（1）家畜飼養管理等支援

被災により営農活動が困難となった畜産農家の家畜飼養管理や堆肥処理等の作業にヘルパーを利用したときに、利用料金の一部を補助するもの

（2）家畜預託管理支援

被災により営農活動が困難になった畜産農家の家畜を一時的に預託するために要する経費の一部を補助するもの

3 助成対象者

牛を飼養する畜産農家、生産者集団

4 事業の要件

（1）令和6年能登半島地震により被災した牛を飼養する畜産農家等であり、被災後から緊急的に事業に取り組んだ者に限る

（2）市町長が発行する畜舎等に係る被災証明書の交付を受けた者、もしくは断水、停電等を証明できる書類がある者

（3）第1の2（1）家畜飼養管理等支援について

ア 酪農の場合は酪農経営支援総合対策事業のうち別添2の第2の2を利用した場合を対象とし、利用料金から負担軽減費を引いた残りの金額に対して補助するものとする

イ 肉用牛の場合は生産者団体等が実施する制度等を利用した場合を対象とする

（4）第1の2（2）家畜預託管理支援について

ア 畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱のうち、酪農経営災害緊急支援対策事業第2の1（2）の取組で対象となった牛、期間を対象とする

イ 上記アの牛のうち子牛を対象とする

第2 補助金交付の手続等

1 事業実施計画書

事業実施主体は、補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする。

①別記2の様式第1号の別紙1から別紙3

②市町長が発行する畜舎等に係る被災証明書もしくは断水、停電が証明できる書類

知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときには、予算の範囲内において交付の決定をするとともに、事業実施主体に通知するものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了した年度の3月31日までに、実績報告書に次に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする。

- ①補助金交付申請書の様式に準じた別記2の様式第1号の別紙1から別紙3
- ②見積書、請求書、領収書や預託契約書等取組実績が確認できる書類
- ③預託管理支援は、酪農経営災害緊急支援対策事業で対象となったことがわかる書類

別記3（別表の「3 畜産農場施設等復旧支援事業」）

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、令和6年能登半島地震による被害が発生した畜産農家が、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（以下「国支援事業」）を活用して行う畜舎、付帯施設及び機械の補改修並びにそれに付随する取組を支援するものとする。

2 事業内容及び助成対象者

助成対象者は国支援事業のうち、以下の取組を行った者とする。

- (1) 酪農経営災害緊急支援対策事業
第2の1(1)及び(4)
- (2) 肉用牛経営災害緊急支援対策事業
第2の1(1)及び(2)
- (3) 養豚経営災害緊急支援対策事業
第2の1(1)及び(2)
- (4) 家きん経営災害緊急支援対策事業
第2の1(1)ア及び(2)ア

3 県補助額の算出

助成対象者が第1の2(1)～(4)の事業を活用して行った取り組みにおける国庫補助額の5分の2もしくは、市町補助額のいずれか低い額以内とする。

4 成果目標

本対策の成果目標は、被災した畜産農家の経営の維持とし、目標年度は、事業実施年度とする。

5 国の共済制度等の保険への加入

本事業を活用して畜舎等の補改修を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度等の保険に確実に加入するものとする。

第2 事業実施手続き

1 事業実施計画の作成等

- (1) 市町長は、助成対象者からの事業実施申込書を取りまとめた上で事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 事業実施地区の範囲が複数の市町の区域に及ぶ場合には、助成対象者は、原則として被災施設のある市町長ごとに事業実施計画書又は事業実施申込書を提出するものとする。
- (3) 知事は、(1)により提出された事業実施計画書について、内容が妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。

2 提出書類

(1) 事業実施計画書

別記3の別紙1のとおりとするほか、国支援事業で定める様式に準ずる。

(2) 添付書類

必要に応じて、以下の書類を添付するものとする。

- ア 市町長による被災証明（国支援事業の様式に準ずる）及び復旧計画個別表
- イ 見積書、領収書等各取組の積算が確認できる資料
- ウ 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料（写真、証する書類）
- エ その他、国支援事業の要領に定められた必要資料

3 事業実施計画の変更等

市町長は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。

ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合、又は国支援事業の要領に定める場合にあつては、第2の1に準じた手続きを行うものとする。

- ①補助事業に要する経費の30%を超える増減
- ②事業の中止又は廃止

4 事業費の低減

助成対象者は、複数の業者から見積もりを徴取する等により、事業費の低減に努めることとする。ただし、計画承認前に着工している場合にあつては、この限りではない。

5 助成対象外の経費

次の経費は本事業の対象としない。

- (1) 国支援事業及びこの事業以外の助成事業又は支援を受け、もしくは受ける予定となっている取組の経費。
- (2) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費。
- (3) 助成対象者が消費税の課税対象者である場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

6 交付手続き

- (1) 知事は、予算の範囲内において市町長に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところによるものとする。
- (2) 規則第4条に規定する補助金交付申請書は、別記3の様式第1号、規則第13条に規定する事業実績報告書は別記様式第4号のとおりとする。
- (3) 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、第2の3に掲げる変更以外の変更とする。

7 事業の着工

- (1) 助成対象者は、事業に着工する場合は、原則として市町長による補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができるものとする。
- (2) 市町長は、助成対象者及び事業内容ごとに着手年月日を整理するとともに、助成対象者に対し、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

8 事業実施状況の報告等

- (1) 市町長は、当該助成対象者の実施状況を取りまとめた上で、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記3の別紙2により、知事に提出するものとする。
- (2) 県は、(1)の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該市町長に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

- 9 市町長及び助成対象者は、補助対象事業の実施に係る関係書類等を事業実施年度の翌年度から5年間保存するものとする。

第3 その他

- 1 県は必要に応じて、市町長及び助成対象者に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求め、現地調査等を実施することができるものとする。
- 2 この要領及び国支援事業の要領等に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

別記4（別表の「4 飼料確保緊急対策事業」）

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、令和6年能登半島地震による被害が発生した畜産農家等が、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（以下「国支援事業」）及び飼料穀物備蓄・流通合理化事業（以下「国合理化事業」）を活用して実施する次の取組について支援するものとする。

- （1）草地等が被害を受け、自給飼料が不足する畜産経営体に対し代替粗飼料を供給する取組（国支援事業）
- （2）配合飼料の供給が困難となった地域に対し、緊急に配合飼料を輸送する取組（国合理化事業）

2 事業内容

（1）対象数量及び助成対象者

本事業の対象数量及び助成対象者は、以下の取組におけるものを対象とする。ただし、イについては、対象とする配合飼料を運搬した荷受組合等を助成対象者とする。

ア 粗飼料確保緊急対策

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業のうち別添1の5粗飼料確保緊急対策事業第2の2

イ 配合飼料緊急運搬

飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱第5の（1）のイ

（2）事業の対象期間

本事業の対象期間は令和6年1月1日から令和6年6月30日までとする。

（3）県補助額

助成対象者が第1の2の（1）ア～イの事業を活用して行った取組みに対し定額で助成する。

ア 定額（上限5円/kg以内）

イ 定額（上限800円/トン以内）

（4）成果目標

本対策の成果目標は、被災農業者の経営の維持とし、目標年度は、事業実施年度とする。

第2 事業実施手続き

1 事業実施計画の作成等

- （1）事業実施主体は、第2の2の（1）の取組内容を取りまとめた上で事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。
- （2）知事は、（1）により提出された事業実施計画書について、内容が妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。

2 提出書類

(1) 事業実施計画書

別添の事業実施計画書のとおりとするほか、国支援事業及び国合理化事業の様式に準ずる。なお、上記事業で提出された事業実施計画で本事業の内容が確認できる場合は、上記事業の事業実施計画の写しでも可とする。

(2) 添付書類

必要に応じて、以下の書類を添付するものとする。

ア 市町長による被災証明（国支援事業、国合理化事業の様式に準ずる）

イ 各取組の積算が確認できる資料

ウ 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料（写真、証する書類）

エ その他、国支援事業、国合理化事業の要領に定められた必要資料

3 事業実施計画の変更等

事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。

ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合、又は国支援事業、国合理化事業の要領に定める場合にあつては、第2の1に準じた手続きを行うものとする。

①補助事業に要する経費の30%を超える増減

②事業の中止又は廃止

4 助成対象外の経費

次の経費は本事業の対象としない。

(1) 国支援事業、国合理化事業及びこの事業以外の助成事業又は支援を受け、もしくは受ける予定となっている取組の経費。

(2) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費。

(3) 事業実施主体が消費税の課税対象者である場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

5 交付手続き

(1) 知事は、予算の範囲内において事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによるものとする。

(2) 規則第4条に規定する補助金交付申請書は、別記4の様式第1号、規則第13条に規定する事業実績報告書は規則の別記様式第4号のとおりとする。

(3) 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、第2の3に掲げる変更以外の変更とする。

6 事業実施状況の報告等

- (1) 事業実施主体は、第2の2の(1)の取組の実施状況を取りまとめた上で、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別添の事業実施報告書により、知事に提出するものとする。
- (2) 県は、(1)の実施報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

7 事業実施主体及び助成対象者は、補助対象事業の実施に係る関係書類等を事業実施年度の翌年度から5年間保存するものとする。

第3 その他

- 1 県は必要に応じて、事業実施主体及び助成対象者に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求め、現地調査等を実施することができるものとする。
- 2 この要綱及び国支援事業、国合理化事業の要領等に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。